

令和6年10月30日

団体の皆様へ

厚生労働省労働基準局
安全衛生部労働衛生課
主任中央じん肺診査医

第10次粉じん障害防止総合対策の推進に係る講習会開催の周知（依頼）

労働基準行政の運営につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、粉じん障害の防止に関しては、第10次粉じん障害防止総合対策に基づき、粉じん障害防止措置の徹底をお願いしているところです。

今般、第10次粉じん障害防止総合対策の重点事項に関して粉じん作業のある事業場のみなさまを対象に、令和6年12月から令和7年2月にかけて、粉じんばく露防止対策に関する講習会を開催予定としております。

つきましては、貴団体におかれましても、第10次粉じん障害防止総合対策の趣旨を御理解いただき、会員その他関係事業場に対して本講習会の周知を図るよう特段の御配慮を賜りますようお願いいたします。また、本講習会の周知につきましてはリーフレット（別紙1）を送付させていただきますので、合わせてご了承ください。

※この講習会についての問合せは、厚生労働省「じん肺総合対策普及啓発事業」委託事業受託者 テクノヒル（株）事務局までお願いいたします。

HP: <https://technohill.co.jp> TEL: 03-6231-0133

（検索サイトにて「テクノヒル」で検索してください。）

令和6年10月30日

粉じん作業のある事業場長の方へ

厚生労働省労働基準局
安全衛生部労働衛生課
主任中央じん肺診査医

第10次粉じん障害防止総合対策の推進に係る講習会開催の案内

労働基準行政の運営につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、粉じん障害の防止に関しては、第10次粉じん障害防止総合対策に基づき、粉じん障害防止措置の徹底をお願いしているところです。

今般、第10次粉じん障害総合防止対策の重点事項に関して粉じん作業のある事業場のみなさまを対象に、令和6年12月から令和7年2月にかけて、粉じんばく露防止対策に関する講習会を開催予定としております。

つきましては、貴事業場におかれましても、第10次粉じん障害総合防止対策への趣旨を御理解を深めるため、添付のリーフレット（別紙1）を御覧の上、是非、御参加くださいますようお願いいたします。

※この講習会についての問合せは、厚生労働省「じん肺総合対策普及啓発事業」委託事業受託者 テクノヒル（株）事務局までお願いいたします。

HP: <https://technohill.co.jp> TEL: 03-6231-0133

（検索サイトにて「テクノヒル」で検索してください。）

参加費
無料

第10次粉じん障害防止総合対策

2024年度 講習会

粉じんばく露防止対策

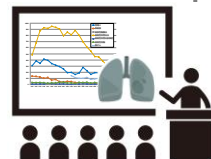
事業者が安全衛生に配慮した事業を行えるように、
法令や対策必須事項について、専門講師が解りやすく解説します。

対象・開催日時

指導者向け 粉じんばく露防止対策の指導及び教育する立場にいる方々 [定員: 各回 60名程度]
粉じん作業のある事業場の現場管理者など

2024年12月23日(月) 13:30~17:00 連合会館 大会議室

2025年 2月 4日(火) 13:30~17:00 主婦会館プラザエフ カトレア



一般従事者向け 粉じん作業に従事する方など [定員: 会場180名程度/オンライン300名程度]

2025年 1月24日(金) 13:30~17:00 連合会館 大会議室/ オンライン同時開催

※いずれも東京開催となります。会場詳細は裏面をご覧ください。

プログラム

指導者向け

- 第10次粉じん障害防止総合対策の
取組み、粉じんに関する法令
- じん肺の知識と粉じん作業従事者に
対する健康管理
- 換気による粉じん防止対策
- 電動ファン付き呼吸用保護具
使用体験講習

一般従事者向け

- 第10次粉じん障害防止総合対策の
取組み、粉じんに関する法令
- じん肺の知識と粉じん作業従事者に
対する健康管理
- 換気による粉じん防止対策
- マスクの基本と正しい使い方
- 電動ファン付き呼吸用保護具の
使用方法

お申込み・お問合せ

お申込み

下記URLより、お申込みページにて詳細をご確認のうえ、お申込みフォームより
ご入力ください。

https://www.technohill.co.jp/r6_jin/



お問合せ

令和6年度 厚生労働省「じん肺総合対策普及啓発事業」事務局
テクニル株式会社 化学物質管理部門

Tel : 03-6231-0133 E-mail : gocontact@technohill.co.jp

粉じん障害防止対策、正しく行っていますか？

事業者の義務

事業者には
知識の更新が求められています

事業者には、粉じんによる労働者の健康障害を防止する法定義務があります。しかし、正しい知識の不足により適切な粉じん障害防止対策が取られていない事業場は未だに見られます。粉じん作業に従事する全国50万人以上の労働者が安心して働けるよう、近年の事業のあり方の多様化を反映して法律や省令は変わります。

厚生労働省の取組み

事業者の皆さまに
正しい知識を得る機会を
無料で提供します

労働安全衛生法に定める保護具の適切な使用、健康診断の実施、従業員の健康管理教育、省令も含めると事業者の法定義務は複雑です。
厚生労働省は、職域における「粉じんばく露防止対策講習会」を開催し、わかりやすく正しい知識を得る機会を提供します。

講習会

対象者別に開催
オンライン開催もあります

粉じんに関する法令や義務、利用できる行政サービス、従業員の健康管理教育義務のあるじん肺等の健康障害など、専門講師がわかりやすく解説いたします。

指導者向け会場では、呼吸用保護具の使用体験の機会をご用意しました。一般従事者向けの開催はオンラインでもご参加いただけます。

厚生労働省は、粉じんばく露を防止する計画を5年毎に定め、粉じん障害の予防の啓発を行っています

第10次 粉じん障害防止総合対策（令和5年度～令和9年度）

1. 呼吸用保護具の使用の徹底および適正な使用の推進
2. ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策
3. じん肺健康診断の着実な実施
4. 離職後の健康管理の推進
5. その他地域の実情に即した事項
 - ・アーク溶接作業や岩石等の裁断等の作業
 - ・金属等の研磨作業
 - ・岩石・鉱物のばり取り作業、鉱物等の破碎作業 など



開催日／会場一覧

開催時間 13:30～17:00（13:10 開場）

指導者向け 2024年12月23日（月）	東京	連合会館（大会議室） 東京都千代田区神田駿河台3-2-11	東京メトロ千代田線「新御茶ノ水駅」B3出口 徒歩0分 JR中央線・総武線「御茶ノ水駅」聖橋口 徒歩5分
一般従事者向け 2025年 1月24日（金） ◆オンライン同時開催◆		連合会館（大会議室） 東京都千代田区神田駿河台3-2-11	東京メトロ千代田線「新御茶ノ水駅」B3出口 徒歩0分 JR中央線・総武線「御茶ノ水駅」聖橋口 徒歩5分
指導者向け 2025年 2月 4日（火）		主婦会館プラザエフ（カトレア） 東京都千代田区六番町15番地	JR「四ツ谷駅」麹町口 徒歩1分 東京メトロ 丸ノ内線「四ツ谷駅」1番出口 徒歩3分